

社会福祉法人の評議員選任・解任委員会運営細則の例示

- ※1 本細則の例示（以下「本例示」という。）は、定款例に付随する規程の例として示すものであり、**具体的な規定方法は、各法人の状況にあわせて検討する必要があります。**
- ※2 **本例示は、1つの参考例です。**法令等に反しない範囲で、法人の判断で追加・削除・変更を行っても差し支えありません。ただし、**各法人は、評議員選任・解任委員の選任・解任も含め、適正な手続きにより評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たす必要があることに留意してください。**
- ※3 名称については、それぞれの法人の他の各種規程、規則等と整合性をもった名称としてください。

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、社会福祉法人〇〇会（以下「当法人」という。）定款第〇条（定款例であれば第六条第3項）の規定に基づき、評議員選任・解任委員会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（設置及び任務）

第2条 当法人に、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、当法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

第2章 評議員選任・解任委員

（委員の選任）

第3条 評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」という。）の選任は、理事会の決議をもって行わなければならない。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は〇年＜選任後〇年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで＞とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

3 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

（外部委員の資格等）

第5条 次に掲げる者は、定款第〇条（定款例であれば第6条第2項）で定める委員会の外部委員となることができない。

(1) この法人の設立者、評議員、役員（理事及び監事）＜、会計監査人＞及び職員

(2) この法人の理事長及び常勤の理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後1年未満の職員に限る。）

(3) (1)及び(2)に掲げる者と特殊な関係がある以下の者

イ その配偶者又は三親等以内の親族

ロ (1)に掲げる者のうち評議員及び役員と省令（昭和26年厚生省令第28号）に規定する特殊関係人

ハ (1)に掲げる者のうち設立者、会計監査人及び職員並びに(2)に掲げる者とロに規定する特殊関係人に準ずる者

(4) 暴力団員等の反社会的勢力の者

(解任)

第6条 委員がいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。ただし、理事会は、決議前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 理事会は、前項により委員を解任しようとする場合には、当該委員に対し、解任理由を明確に提示し、聴聞の機会を与えるものとする。

(報酬及び交通費実費の支給)

第7条 委員の報酬は無報酬（日額〇〇円とする。）とする。

2 <役員等報酬規程に準じ、>交通費実費を支給することができる。

第3章 評議員選任・解任委員会

(招集)

第8条 委員会は、委員会開催の日時、場所及び目的を示した書面を、各委員に対して開催日の10日前までに送付する方法により、理事会が招集する。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長)

第9条 委員の中から委員長1名を互選する。

2 委員長は、この委員会の会務を総理する。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

(1) 理事会は、理事会で決議された様式1「評議員選任候補者推薦書」(※)を委員会に提出し、選任候補者の推薦の提案を行う。

(2) 理事会は、「評議員選任候補者推薦書」(※)記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(3) 委員会は、理事会より提出された「評議員選任候補者推薦書」(※)について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

※ 本例示では評議員の選任候補者の推薦の提案にあたり、理事会が様式1「評議員選任候補者推薦書」を提出し、委員会への説明資料、さらに委員会の審議資料とすることとしています。

これは委員会の運営を適正に行うために便宜的に用意した様式となります。各法人で本様式を必要としない場合には、下記の条文を規定することにより本様式を使用しないこともできます。

第10条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 委員会への評議員の選任候補者の推薦の提案は、理事会が行う。
- (2) 前号の評議員の選任候補者の推薦の提案を行う場合において、定款第〇条（定款例であれば第6条第4項）に定める「当該者が評議員として適任と判断した理由」を説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。
 - イ 経歴（他の団体における兼職状況を含む。）
 - ロ 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であると判断した理由
 - ハ 評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者及び反社会的勢力の者に該当しないかについての確認結果
- (3) 委員会は、評議員の選任候補者について審議を行い、評議員選任の決議を行う。

（補欠の評議員の選任）

- 第11条 委員会は、定款第〇条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、評議員の選任と同時に補欠の評議員を選任することができる。
- 2 補欠の評議員を複数選任する場合は、補欠の評議員相互間の優先順位を定めなければならない。
 - 3 補欠の期間は、同時に選任する評議員の任期満了までとする。

（評議員の解任）

- 第12条 評議員の解任の提案を行う場合には、定款第〇条（定款例であれば第6条第4項）に定める当該者が評議員として不適任と判断した理由のほか、次の事項を説明しなければならない。
- (1) 理事会が調査・確認した事実の内容
 - (2) 当該者の意見陳述がある場合には、その内容

（決議）

- 第13条 評議員の選任の決議は、選任候補者ごとに行わなければならない。
- 2 代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は行うことはできない。

（議事録）

- 第14条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 委員の現在数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過及びその結果
- 2 議事録には、委員長が記名押印する。

3 議事録は、審議資料を添付して10年間保存しておかなければならない。

(理事会への報告)

第15条 委員長は、審議の結果を理事会に報告しなければならない。

第4章 雑則

(事務局)

第16条 委員会の庶務的事項は当法人の事務局において行う。

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この細則は、〇〇年〇月〇日から施行する。

社会福祉法人〇〇〇会 評議員選任候補者推薦書

氏 名	生年月日	住所	職業 (他の団体における 兼職状況を含む。)	社会福祉法人の適正な運営に 必要な識見を有する者である と判断した理由	親族その他特殊関係の有無		
					他の各評議 員との関係	他の各役員 との関係	租特令上の 親族等
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり
					該当なし	該当なし	該当なし 該当あり

全候補者が、欠格条項及び暴力団員等反社会的勢力の者に該当しないこと、並びに当法人の理事、監事又は職員を兼ねることとはならないことを確認済みです。

様式 1 評議員選任候補者推薦書

注意事項

1. 「職業」の欄に記載すべき「他の団体における兼職状況」とは、次の事項をいいます。

- ①他の社会福祉法人でない法人の「役員」、「業務執行社員」又は「職員」である場合は、その「法人の名称」及びその「役員」、「業務執行社員」又は「職員」である旨。
- ②他の権利能力なき社団の「代表者」、「管理人」、「業務執行社員」又は「職員」である場合は、その「団体の名称」及びその「代表者」、「管理人」、「業務執行社員」又は「職員」である旨。
- ③他の社会福祉法人の「評議員」、「理事」、「監事」又は「職員」である場合は、その「法人の名称」及びその「評議員」、「理事」、「監事」又は「職員」である旨。
- ④国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の「職員」である場合（但し、国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）は、その「団体の名称」及びその「職員」である旨。

2. 「親族その他特殊関係の有無」の欄のうち、「他の各評議員との関係」又は「他の各役員との関係」において親族その他特殊関係が有る場合は評議員になれないので、該当のない候補者を記入し、「親族その他特殊関係の有無」の欄のうち、「他の各評議員との関係」及び「他の各役員との関係」について確認した結果を示す欄には、いずれも「該当なし」と記載してください。

3. 「親族その他特殊関係の有無」の欄のうち、「租特令上の親族等」について確認した結果を示す欄には、「該当なし」又は「該当あり」のいずれかを記載してください。「該当あり」となる者がいる場合には、欄外に、下記の例のように、法令に反しない理由を記載してください。

記（例）

〇〇氏と〇〇氏は、「租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等」に該当しますが、その合計数が法令に定める上限を超えるものではありません。

様式1 評議員選任候補者推薦書

4. 欠格条項若しくは暴力団員等反社会的勢力の者に該当する場合、又は当法人の理事、監事若しくは職員を兼ねることとなる場合は評議員になれないので、これらに該当しない候補者を記入し、欄外に、「全候補者が、欠格条項及び暴力団員等反社会的勢力の者に該当しないこと、並びに当法人の理事、監事又は職員を兼ねることとはならないことを確認済みです。」と記載してください。